令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-①-2		

改定前

工　　種	標準単価		
	機	労	材
区　画　線　消　去 （削取り式）	○	○	

消去 → 路面清掃 → 廃材運搬 → 廃材処分

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。
２．交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
３．消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
４．消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
５．排水性舗装には適用しない。

工　　種	標準単価		
	機	労	材
区　画　線　消　去 （ウォータージェット式）	○	○	

消去 → 汚泥吸引 → 汚泥運搬 → 汚泥処理・処分

（注）１．交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
２．消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

２－２　標準単価の規格・仕様
区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　区画線設置（溶融式・手動）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装供用区間	未供用区間	排水性舗装未供用区間
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

（注）１．塗布厚は1.5mm，1.0mmとする。
２．線色は白色又は黄色とする。
３．破線は塗布延長とする。

Ⅵ-1-①-2

918

改定後

現行どおり

２－２　標準単価の規格・仕様
区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　区画線設置（溶融式・手動）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装供用区間	未供用区間	排水性舗装未供用区間
実線	15cm	m	860	818	946	899
	20cm	m	785	746	864	821
	30cm	m	555	528	611	580
	45cm	m	460	438	506	481
破線	15cm	m	775	737	853	810
	20cm	m	700	665	770	732
	30cm	m	475	452	523	497
	45cm	m	420	400	462	439
ゼブラ	15cm	m	725	689	798	758
	20cm	m	655	623	721	685
	30cm	m	455	433	501	476
	45cm	m	380	362	418	398
矢印・記号・文字	15cm換算	m	345	328	380	361

（注）１．塗布厚は1.5mm，1.0mmとする。
２．線色は白色又は黄色とする。
３．破線は塗布延長とする。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前		改定後
Ⅵ-1-①-3		土木工事標準単価	現行どおり

改定前

4．矢印・記号・文字は所要材料換算長とし，溶融式に限り適用出来る。また，自転車マークのように構成する線幅が 10 ㎝未満の矢印・記号・文字及び，シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2．2　区画線設置（ペイント式・車載式）

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型（加熱式・常温式）	実線	15cm	m	3,000	3,830
	破線	15cm	m	2,500	3,190
		30cm	m	2,000	2,550

（注）1．線色は白色又は黄色とする。
2．破線は塗布延長とする。

表2．3　区画線消去

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算	m	300
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算	m	600
	ペイント式	15cm 換算	m	700

（注）1．一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2．排水性舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2－3　補正係数
（1）　補正係数の適用基準

表2．4　補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

（2）　補正係数の数値

表2．5　補正係数の数値

区分		記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
			溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
補正係数	排水性舗装に施工する場合	K_1	1.05	－	－	－
	未供用区間の場合	K_2	0.91	0.79	－	－

（注）　排水性舗装に施工する場合の補正係数（K_1）は，溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また，ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

VI-1-①-3

919

改定後

4．矢印・記号・文字は所要材料換算長とし，溶融式に限り適用出来る。また，自転車マークのように構成する線幅が 10 ㎝未満の矢印・記号・文字及び，シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2．2　区画線設置（ペイント式・車載式）

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型（加熱式・常温式）	実線	15cm	m	2,450	3,123
	破線	15cm	m	2,050	2,613
		30cm	m	1,650	2,103

（注）1．線色は白色又は黄色とする。
2．破線は塗布延長とする。

表2．3　区画線消去

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算	m	255
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算	m	500
	ペイント式	15cm 換算	m	605

（注）1．一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2．排水性舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去はウォータージェット式とする。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-①-7		

改定前

5. 参考資料

表５．１　区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種　　別	施工方式
JIS K 5665 1種　A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1種　B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種　A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2種　B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表５．２　溶融式（手動）の標準的な材料使用量

（1,000m当たり）

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm換算
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装に施工する場合	L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105
	未供用区間に施工する場合	L	36	39	59	66	40	44	66	73	43	47	70	81	91
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	38	42	62	70	43	47	70	77	45	50	74	85	96

（注）１．塗布厚 1.5 mmの場合の使用量であり，（　）内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。
２．使用材料の塗料，ガラスビーズ，プライマーはロス分を含む数量である。
３．プロパンガス等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料）の 5%を計上する。

表５．３　ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

（1,000m 当たり）

名　称	区　　分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	33	40	50
	未供用区間に施工する場合	L	26	31	39

（注）１．使用材料の塗料，ガラスビーズはロス分を含む数量である。
２．プロパンガス，希釈剤等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，燃料）の 3%を計上する。

表５．４　区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m 当たり）

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	62
ガソリン	L	35

VI-1-①-7

923

改定後

現行どおり

表５．２　溶融式（手動）の標準的な材料使用量

（1,000m当たり）

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm換算
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	47	51	72	87	52	58	84	96	56	62	88	106	116
	排水性舗装に施工する場合	L	49	54	76	92	55	60	89	101	58	65	93	111	122
	未供用区間に施工する場合	L	43	46	66	79	47	52	77	87	51	56	80	96	106
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	45	49	69	83	50	55	81	91	53	59	84	101	111

（注）１．塗布厚 1.5 mmの場合の使用量であり，（　）内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。
２．使用材料の塗料，ガラスビーズ，プライマーはロス分を含む数量である。
３．プロパンガス等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料）の 5%を計上する。

表５．３　ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

（1,000m 当たり）

名　称	区　　分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	40	48	59
	未供用区間に施工する場合	L	31	37	47

（注）１．使用材料の塗料，ガラスビーズはロス分を含む数量である。
２．プロパンガス，希釈剤等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，燃料）の 3%を計上する。

表５．４　区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m 当たり）

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	71
ガソリン	L	49

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-②-1		

② 高視認性区画線工

1．適　用　範　囲

１－１　標準単価が適用出来る範囲

（１）　道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。

（２）　設置作業のうち，リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。

１－２　標準単価が適用出来ない範囲

（１）　特別調査等別途考慮するもの。

１）　リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。

２）　設置作業のうち，２液反応式，貼付式の場合。

３）　排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去の場合。また，コンクリート舗装上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。

４）　離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

５）　消去作業のうち，ウォータージェット式の場合。

６）　その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。

2．標準単価の設定

２－１　標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工　　種	標準単価		
	機	労	材
高視認性区画線設置	○	○	×

作図 → 路面清掃 → プライマー塗布・養生 → 塗料塗布・養生

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。

２．交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。

工　　種	標準単価		
	機	労	材
高視認性区画線消去（削取り式）	○	○	

消去 → 路面清掃 → 廃材運搬 → 廃材処分

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。

２．交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。

３．消去後のバーナー仕上げ，黒ペイント塗りは含まない。

４．消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

２－２　標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実　線	15 cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

（注）　線色は白色又は黄色とする。

Ⅵ-1-②-1

924

現行どおり

２－２　標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実　線	15 cm	m	685	754
	20cm	m	595	655
	30cm	m	455	501

（注）　線色は白色又は黄色とする。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前		改定後
Ⅵ-1-②-2		土木工事標準単価 →	現行どおり

表2．2　高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実　線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

（注）　線色は白色又は黄色とする。

表2．3　高視認性区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去（削取り式）	15cm 換算	m	300

（注）　貼付式には適用出来ない。

２－３　補正係数

（１）　補正係数の適用基準

表2．4　補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量

（２）　補正係数の数値

表2．5　補正係数の数値

区分		記号	高視認性区画線設置	
			リブ式（溶融式）	非リブ式（溶融式）
補正係数	未供用区間に施工する場合	K_1	0.91	0.91

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K_1）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（１＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料である。

※材料諸雑費は，プロパンガス等の費用であり，材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式：0.02

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

１）１日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は，「積算基準〔１　一般土木〕県版第Ⅰ編第12章１日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工，高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し，同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては，他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

２）表層の完了待ちなどの工程調整により，１日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については，１日当たりの実施工量で「1 日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

表2．2　高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実　線	15cm	m	685	754
	20cm	m	595	655
	30cm	m	455	501
	45cm	m	385	424
ゼブラ	15cm	m	585	644
	20cm	m	495	545
	30cm	m	355	391
	45cm	m	310	341

（注）　線色は白色又は黄色とする。

表2．3　高視認性区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去（削取り式）	15cm 換算	m	255

（注）　貼付式には適用出来ない。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-②-5		

（２）　高視認性区画線消去（削取り式）

施工歩掛コード	WB821320	施工単位
施工区分		

各　種	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３	Ｊ４
	夜間作業の有無 ①無し ②有り	豪雪補正の有無 ①無し ②有り	時間的制約の有無 ①無し ②受ける ③著しく受ける	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費，労務費のみ（1日未満用） ③材料費のみ（1日未満用）

（注）１．施工量は，消去面積を 15 cm換算した延長で入力する。
２．本コードは，排水性舗装，コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。
３．本コードは，貼付式の区画線には適用出来ない。
４．Ｊ２条件でいう，豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。

5. 参考資料

表５．１　高視認性区画線設置（リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m 当たり）

名称	適用	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油		L	54	62	81
	未供用区間に施工する場合	L	49	57	74
ガソリン		L	2.5	2.9	3.8
	未供用区間に施工する場合	L	2.3	2.7	3.5

表５．２　高視認性区画線設置（非リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m 当たり）

名称	適用	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油		L	54	62	81	95	62	74	101	115
	未供用区間に施工する場合	L	49	57	74	87	57	67	92	105
ガソリン		L	2.5	2.9	3.8	4.5	2.9	3.5	4.8	5.4
	未供用区間に施工する場合	L	2.3	2.7	3.5	4.1	2.7	3.1	4.3	4.9

表５．３　高視認性区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m 当たり）

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	62
ガソリン	L	35

Ⅵ-1-②-5

928

現行どおり

5. 参考資料

表５．１　高視認性区画線設置（リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m 当たり）

名称	適用	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油		L	59	68	88
	未供用区間に施工する場合	L	53	62	80
ガソリン		L	2.8	3.2	4.2
	未供用区間に施工する場合	L	2.5	2.9	3.8

表５．２　高視認性区画線設置（非リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m 当たり）

名称	適用	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油		L	59	68	88	104	69	81	113	129
	未供用区間に施工する場合	L	53	62	80	95	63	74	103	118
ガソリン		L	2.8	3.2	4.2	5.0	3.3	3.9	5.4	6.1
	未供用区間に施工する場合	L	2.5	2.9	3.8	4.5	3.0	3.5	4.9	5.6

表５．３　高視認性区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m 当たり）

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	71
ガソリン	L	49

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-④-2		

改定前

２－２　標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

区　　分	規格・仕様	単位	工法選定	日当たり標準施工量
無筋構造物	機械施工	m^3		19 m^3/日
	人力施工	m^3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m^3/日
鉄筋構造物	機械施工	m^3		11 m^3/日
	人力施工	m^3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。	4 m^3/日

（注）１．機械施工については，施工基面（機械設置基面）より上下５ｍ以内の作業に適用する。
２．機械施工のための，施工基面（機械設置基面）造成（作業構台，盛土，掘削等）作業費用は含まない。
３．鉄筋を有する構造物は，鉄筋構造物を適用する。
４．ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
５．人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込工法は、人力積込とする。

２－３　補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は，下記のとおりである。

（１）　補正係数の適用基準

表2．2　補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K_1	対象数量

Ⅵ-1-④-2

941

土木工事標準単価

改定後

２－２　標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は，下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

区　　分	規格・仕様	単位	工法選定	日当たり標準施工量
無筋構造物	機械施工（大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機）	m^3		19 m^3/日
	人力施工（コンクリートブレーカ）	m^3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m^3/日
鉄筋構造物	機械施工（大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機）	m^3		11 m^3/日
	人力施工（コンクリートブレーカ）	m^3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。	4 m^3/日

（注）１．機械施工については，施工基面（機械設置基面）より上下５ｍ以内の作業に適用する。
２．機械施工のための，施工基面（機械設置基面）造成（作業構台，盛土，掘削等）作業費用は含まない。
３．鉄筋を有する構造物は，鉄筋構造物を適用する。
４．ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
５．人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込工法は、人力積込とする。

現行どおり

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-④-3		

（２）　補正係数の数値

表2．3　補正係数の数値

区　分		記 号	無筋構造物		鉄筋構造物	
			機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
補正係数	低騒音・低振動対策	K_1	1.30	－	1.14	－

（注）補正係数「低騒音・低振動対策（K_1）」は，低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

２　４　直接工事費の算出
直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量
（注１）　設計単価＝標準単価×K_1

３．適用にあたっての留意事項
（１）　共通事項
１）　コンクリート殻は，径30㎝程度に破砕するものとする。ただし，破砕したコンクリート殻を新たに径30㎝程度より小さく破砕する場合の費用は，含まない。
（２）　随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。
（３）　ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
（４）　構造物とりこわしの施工量については，構造物のとりこわし前の体積とする。

４．内　訳　表
（１）　構造物とりこわし・運搬・処分（複合）１式当り内訳表

施工歩掛コード	WB824020

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
構造物とりこわし		㎥		標準単価
殻　運　搬		〃		CB227010
処　分　費		〃		

VI-1-④-3

942

現行どおり

４．内　訳　表
（１）　構造物とりこわし・運搬・処分（複合）１式当り内訳表

施工歩掛コード	WB824020

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
構造物とりこわし		㎥3		標準単価
殻　運　搬		〃		CB227010
処　分　費		〃		

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-④-4		

改定前

5.　施工単価入力基準表

（1）　構造物とりこわし

施工歩掛コード	WB824010	施工単位	m^2		
施工区分	入　力　条　件				
	J1	J2	J3	J4	J5
各　種	構造物区分	工法区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	①機械施工 ②人力施工	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要

（注）1．ＰＣ・ＲＣ橋上部及び鋼橋床版をとりこわす場合は，Ｊ1 条件で②を選択すること。但し，ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修工に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為，別途計上する。

2．Ｊ２条件で②を選択した場合は，Ｊ５条件は入力する必要はない。

3．施工数量は，構造物のとりこわし前の体積とする。

（2）　殻運搬・処分費

とりこわし後の殻運搬は，構造物のとりこわし前の体積を施工数量とし，機械積込の場合は、「第Ⅱ編第２章㉕殻運搬」にて計上するものとする（人力施工の場合は別途考慮）。又，処分費が必要な場合は，別途計上すること。

（3）　運搬・処分（複合）

とりこわし後の殻運搬の作業日当り標準作業量については，「積算基準〔1　一般土木〕県版第Ⅰ編第１４章④作業日当り標準作業量」によるものとする。

VI-1-④-4

943

土木工事標準単価

改定後

5.　施工単価入力基準表

（1）　構造物とりこわし

施工歩掛コード	WB824010	施工単位	m^3		
施工区分	入　力　条　件				
	J1	J2	J3	J4	J5
各　種	構造物区分	工法区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	①機械施工 ②人力施工	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要

（注）1．ＰＣ・ＲＣ橋上部及び鋼橋床版をとりこわす場合は，Ｊ1 条件で②を選択すること。但し，ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修工に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為，別途計上する。

2．Ｊ２条件で②を選択した場合は，Ｊ５条件は入力する必要はない。

3．施工数量は，構造物のとりこわし前の体積とする。

（2）　殻運搬・処分費

とりこわし後の殻運搬は，構造物のとりこわし前の体積を施工数量とし，機械積込の場合は、「第Ⅱ編第２章㉕殻運搬」にて計上するものとする（人力施工の場合は別途考慮）。又，処分費が必要な場合は，別途計上すること。

（3）　運搬・処分（複合）

とりこわし後の殻運搬の作業日当り標準作業量については，「第Ⅰ編第１４章④作業日当り標準作業量」によるものとする。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-1-④-5		

（４）　構造物とりこわし・運搬・処分（複合）

施工歩掛コード	WB824020	施工単位	㎥				
施工区分	入　力　条　件						
	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３	Ｊ４	Ｊ５	Ｊ６
各　種	構造物区分 ①無筋構造物 ②鉄筋構造物	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り	夜間作業の有無 ①無し ②有り	低騒音・低振動対策 ①必要 ②不要	ＤＩＤ区間の有無 ①無し ②有り	運搬距離 （表 5.1）

（注）１．ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版をとりこわす場合は，Ｊ１条件で②を選択すること。但し，ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修工に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為，「第Ⅱ編第２章⑩旧橋撤去工」または「第Ⅳ編第３章⑫－１橋梁地覆補修工」により別途計上する。
２．施工数量は，構造物のとりこわし前の体積とする。
３．処分費（Y 7600000）［円／ ㎥］を単価登録すること。

（４）　構造物とりこわし・運搬・処分（複合）

施工歩掛コード	WB824020	施工単位	㎥3				
施工区分	入　力　条　件						
	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３	Ｊ４	Ｊ５	Ｊ６
各　種	構造物区分 ①無筋構造物 ②鉄筋構造物	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り	夜間作業の有無 ①無し ②有り	低騒音・低振動対策 ①必要 ②不要	ＤＩＤ区間の有無 ①無し ②有り	運搬距離 （表 5.1）

（注）１．ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版をとりこわす場合は，Ｊ１条件で②を選択すること。但し，ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修工に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為，「第Ⅱ編第２章⑩旧橋撤去工」または「第Ⅳ編第３章~~⑫~~⑪－１橋梁地覆補修工」により別途計上する。
２．施工数量は，構造物のとりこわし前の体積とする。
３．処分費（Y-7600000）［円／ ㎥3］を単価登録すること。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-1	第２章　市　場　単　価 ① 鉄　筋　工 ①－１ 鉄筋工（太径鉄筋含む） １．適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による鉄筋工に適用する。 １－１　市場単価が適用できる範囲 （１） 河川，海岸，道路，水路，コンクリート橋梁，鋼橋用及びコンクリート橋（ＰＣコンポ橋,ＰＣ合成桁橋）用床版（ＰＣ床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立，及び，差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く），場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 （２） 鉄筋径は，Ｄ10（φ９）以上Ｄ51（φ51）以下とする。 １－２　市場単価が適用できない範囲 （１） 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 １） 表１.１に示す工種。 ２） ダム本体工事における鉄筋工。 （２） 特別調査等別途考慮するもの。 １） 表１.２に示す工種。 ２） 鉄筋加工，もしくは，鉄筋組立のみ。 ３） 離島及び山間僻地等で,明らかに単価が異なると判断される地域の場合。４） ２５ｔ吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 ５） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 表1．１ 土木工事積算基準書等により別途積算するもの コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 ＰＣ橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓座拡幅工 基準書による 市場単価 表1．２ 特別調査によるもの コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物） 特別調査等別途考慮 Ⅵ-2-①-1 961	削除

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-2		削除

2.　市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋工	○	○	×※

荷卸し → 小運搬 → 加工 → 小運搬 → 組立

(注)１．単価は材料費を含まない。ただし，結束線，スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は，補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合，補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また，25ｔ吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。

２．ガス圧接費，及び機械継手費を含まない。

３．単価は場所打杭用かご筋の場合，固定金具の設置手間は含むが，材料費は含まない。また，補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表2．1　場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上

４．※については，施工単価入力基準(ＷＢ810010)により考慮されるため，(注)１．で「単価は材料費を含まない」としているが，別途計上する必要はない。

２･２　市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は，下表のとおりである。

表2．2　規格･仕様区分

規　格　・　仕　様	適　用　基　準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

(注)１．クレーン使用を標準とする。

２．規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は，かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し，掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

３．場所打杭用かご筋は，固定金具，補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし，補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は，補強材及びスペーサの重量を加算する。

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-3	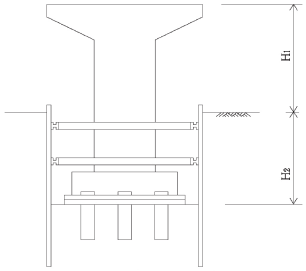 H1＜2H2…T1（切梁のある構造物） l1≧2l2…補正なし 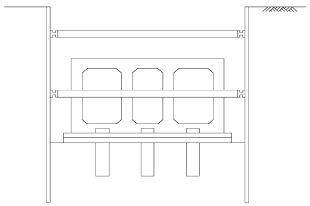 覆工板を外す、またはない。　…T1（切梁のある構造物） 市場単価 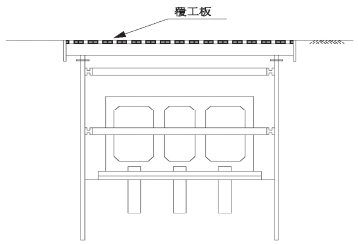 覆工板を外さず作業する　…T2（地下構造物） Ⅵ-2-①-3 963	削除

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-4		削除

２－３　加算率，補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．3　加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適　用　基　準	記号	備　考
加算率	施　工　規　模	標準	S_0	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は,1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S_1	全体数量

１）　補正係数１（必要条件を選択）

補正係数1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜　間　作　業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	対象数量
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合,単価を係数で補正する。	K_3	対象数量
	法　面　作　業	勾配が 1:1.5 より急勾配の場合,単価を係数で補正する。	K_4	対象数量
	太　径　鉄　筋	1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 10%以上 20%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_5	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 20%以上 40%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_6	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 40%以上の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_7	対象構造物別数量

２）　補正係数２（１項目を選択）

補正係数2	切梁のある構造物	切梁のある構造物,立坑,及び,深礎工(掘削坑内組立て)の場合,単価を係数で補正する。$(H_1)<(H_2)\times 2$	T_1	対象数量
	地下構造物	地表面下,覆工板等に覆われて施工する構造物の場合,単価を係数で補正する。	T_2	対象数量
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋（ＰＣコンポ橋,ＰＣ合成桁橋）用床版(ＰＣ床版は除く)の場合,単価を係数で補正する。	T_3	対象数量
	ＲＣ場所打ホロースラブ橋	ＲＣ場所打ホロースラブ橋の場合,単価を係数で補正する。	T_4	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合,単価を係数で補正する。	T_5	対象数量

（注）１．太径鉄筋（D38 以上D51 以下）の割合が 10%以上の場合は，係数で補正する。ただし，太径鉄筋の割合が 10%未満の場合は，係数の補正は行わない。

２．太径鉄筋の補正係数は，一単位当り構造物の単価を係数で補正する。

３．太径鉄筋の割合は，以下の方法で計算する。

$$太径鉄筋の割合=\frac{1単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}{1単位当り構造物の設計鉄筋質量}$$

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．4　加算率の数値

区　分		記号	１工事当りの全体数量
加算率	施工規模	S_0	10ｔ以上　　0%
	施工規模	S_1	10ｔ未満　　15%

Ⅵ-2-①-4

964

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-5		削除

表2．5　補正係数の数値

1）　補正係数１（必要条件を選択）

区分		記号	一般構造物,場所打杭用かご筋
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K_1	1.10
	夜間作業	K_2	1.25
	トンネル内作業	K_3	1.10
	法面作業	K_4	1.15
	太径鉄筋	K_5	0.9
		K_6	0.8
		K_7	0.7

(注)１．施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は，施工規模加算率のみを対象とする。
２．規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は，トンネル内作業の補正，法面作業の補正を行わない。
３．トンネル内作業は，時間的制約を受ける場合の補正，夜間作業の補正を行わない。

2）　補正係数２（１項目を選択）

区分		記号	一般構造物
補正係数2	切梁のある構造物	T_1	1.00
	地下構造物	T_2	1.10
	橋梁用床版	T_3	0.85
	RC場所打ホロースラブ橋	T_4	1.15
	差筋及び杭頭処理	T_5	0.95

(注)１．項目の選択は，３．適用にあたっての留意事項（10）フロー図による。
２．K_3，K_4 を適用する場合，補正係数２は適用しない。
３．K_5，K_6，K_7を適用する場合は，T_3，T_4は適用しない。

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準の市場単価×（１＋ S_0 or S_1 ／ 100）×（K_1 × K_2 ×……× K_7）×（ T_1 or T_2 or …… or T_5）

※ T_1 ～ T_5 は１項目を選択

（注２）材料費の計上は次による。

材料費＝設計質量× 1.03（ロス分）×鉄筋材料単価

市場単価

3.　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（1）　普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし，市場単価の区分はしない。

（2）　鉄筋強度，長さは問わない。

（3）　鉄筋工の継手は，重ね継手を標準とし，機械継手の場合は，機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
また，ガス圧接の場合は，第Ⅵ編第２章①－２鉄筋工（ガス圧接工）によるものとする。

（4）　フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費，鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。

（5）　フレアー溶接を行う場合は，フレアー溶接費用を別途計上する。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-6	（6）　場所打杭用かご筋は，固定金具の設置手間は含むが，材料費は含まない。また，補強材及びスペーサは表２．１の計上区分による。 （7）　架台を必要とする場合は，架台の製作・組立費用を別途計上する。 （8）　組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は，組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置，組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。 （9）　一工事中に複数の補正係数２（タイプ）に該当する場合は，それぞれの「補正係数２」毎の単価を適用する。ただし，施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。 (10)　規格・仕様区分及び補正係数２の適用は次に示すフローによる。 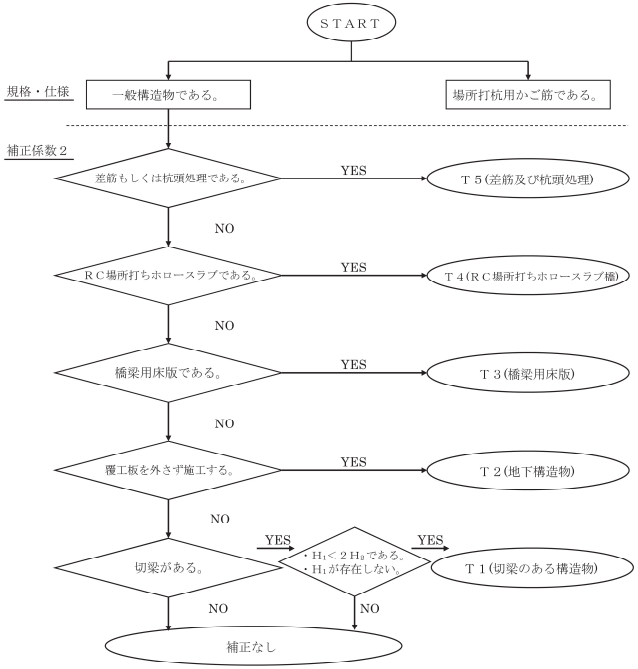 Ⅵ-2-①-6 966	削除

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-7	(11)　使用クレーンの規格は，25　t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。 (12)　随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 (13)　エポキシ塗装鉄筋の場合も，適用できる。 市場単価 Ⅵ-2-①-7 967	削除

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-8		削除

4.　施工単価入力基準表

（1）　鉄筋工（太径鉄筋含む）（加工・組立）

施工歩掛コード	WB810010	施工単位	t

施工区分	入　力　条　件					
	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３	Ｊ４	Ｊ５	Ｊ６
各　種	鉄筋材料規格・径 (表4.1)	規格・仕様区分 ①一般構造物 ②場所打杭用かご筋	施工規模 ①10ｔ以上 (標準) ②10ｔ未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①有 ②無	夜間作業補正 ①有 ②無	トンネル内作業の補正 ①有 ②無

Ｊ７	Ｊ８	Ｊ９
法面作業の補正 ①有 ②無	太径鉄筋補正 (表4.2)	構造物種別による補正 (表4.3)

(注)１．鉄筋の材料費及びロス分を含む。
２．Ｊ１条件で④を選択した場合は，鉄筋コンクリート用棒鋼（Y-0004000）［円／ｔ］を単価登録すること。
３．Ｊ２条件で②を選択した場合は，Ｊ６，Ｊ７，Ｊ９条件は選択する必要はない。
４．１工事に２つ以上の規格・仕様を適用する場合，Ｊ３条件は１工事全体数量で判断する。
５．Ｊ３条件で②を選択した場合は，Ｊ４条件は②で固定される。
６．Ｊ４条件で②及びＪ５条件で②を選択した場合は、Ｊ６条件で①を選択することができる。
７．Ｊ６条件で①を選択した場合は，Ｊ７条件は②，Ｊ９条件は①で固定される。
８．Ｊ６条件で②，Ｊ７条件で①を選択した場合は，Ｊ９条件は①で固定される。
９．Ｊ８条件の入力にあたっては，１単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。
１単位当り構造物の参考例：①１工事で複数の橋脚を施工する場合，橋脚１基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
②１工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合，杭１本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
10．Ｊ８条件で②～④を選択した場合は，Ｊ９条件の④，⑤は選択できない。
11．Ｊ９条件の④橋梁用床版（ＰＣ床版は除く）は，鋼橋用及びコンクリート橋（ＰＣコンポ橋,ＰＣ合成桁橋）用床版の場合に適用する。

Ⅵ-2-①-8

968

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-9		削除

表4．1　鉄筋材料規格・径

区　分		番　号	区　分		番　号
SD295	D10	①	SD345（ねじ節鉄筋）	D13	㉔
	D13	②		D16	㉕
	D16	③		D19	㉖
SD345	D10	④		D22	㉗
	D13	⑤		D25	㉘
	D16～D25	⑥		D29	㉙
	D29～D32	⑦		D32	㉚
	D35	⑧		D35	㉛
	D38	⑨		D38	㉜
	D41	⑩		D41	㉝
	D51	⑪		D51	㉞
SD390	D25	⑫	SD390（ねじ節鉄筋）	D25	㉟
	D29	⑬		D29	㊱
	D32	⑭		D32	㊲
	D35	⑮		D35	㊳
	D38	⑯		D38	㊴
	D41	⑰		D41	㊵
SD490	D35	⑱	SD490（ねじ節鉄筋）	D35	㊶
	D38	⑲		D38	㊷
	D41	⑳		D41	㊸
SR235	φ9	㉑	各　種		㊹
	φ13	㉒			
	φ16～25	㉓			

表4．2　太径鉄筋補正

太径鉄筋	番　号
10%未満(補正無)	①
10%以上20%未満	②
20%以上40%未満	③
40%以上	④

表4．3　構造物種別

区　分	番　号
補正無(一般構造物)	①
切梁のある構造物	②
地下構造物	③
橋梁用床版	④
ＲＣ場所打ホロースラブ橋	⑤
差筋及び杭頭処理	⑥

市場単価

Ⅵ-2-①-9

969

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-①-10	①－２　鉄筋工（ガス圧接工） １．適　用　範　囲 本資料は，市場単価方式による，ガス圧接工に適用する。 １－１　市場単価が適用できる範囲 １）　鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式），自動式のガス圧接工。 １－２　市場単価が適用できない範囲 （１）　特別調査等別途考慮するもの １）　熱間押抜法によるガス圧接工。 ２）　離島及び山間僻地等で,明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ３）　その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価を適用できない場合。 ２．市場単価の設定 ２－１　市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 工　種 ／ 市場単価：機 ○，労 ○，材 ○ ／ ガス圧接工 圧接作業 (注)１．単価には，酸素，アセチレン等の材料を含む。 ２．圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用，試験費用は含まない。 ２－２　市場単価の規格・仕様 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。 表2．１　規格・仕様 規　格　・　仕　様：ガス圧接工（手動(半自動)，自動）／ 単　位 D19+D19　箇所 D22+D22　箇所 D25+D25　箇所 D29+D29　箇所 D32+D32　箇所 D35+D35　箇所 D38+D38　箇所 D41+D41　箇所 D51+D51　箇所 (注)１．径違いの圧接の場合は，上位規格の規格・仕様を適用する。 ２．手動（半自動），自動の区分は問わない。 Ⅵ-2-①-10 970	削除

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
VI-2-①-11		削除

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		1工事の施工規模が,100箇所未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は,1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S_1	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	対象数量

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．3　加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S_0	100箇所以上 0%
		S_1	100箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.15
	夜間作業	K_2	1.45

（注）　施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正（K_1）が重複する場合は，施工規模加算率のみを対象とする。

市場単価

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）　設計単価＝標準の市場単価×（1＋S_0 or S_1／100）×（K_1×K_2）

3．　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（１）　普通鉄筋，異形鉄筋の区分はしない。

（２）　圧接作業に必要な施工器具（ホース，ポンプ，バーナー等），圧接面の清掃費用を含む。

（３）　随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定するものとする。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
VI-2-①-12	4.　施工単価入力基準表 ガス圧接工（手動・自動） 施工歩掛コード　WB810110　施工単位　箇所 （表4.1） (注)１．酸素，アセチレン等の材料費を含む。 ２．Ｊ２条件で②を選択した場合は，Ｊ３条件は選択する必要はない。 表4．1　規格･仕様 VI-2-①-12 972	削除

施工区分	入力条件			
	Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３	Ｊ４
各　種	規格・仕様	施 工 規 模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業補正
		①100箇所以上(標準) ②100箇所未満	①有 ②無	①有 ②無

規格・仕様	番号	規格・仕様	番号
D19+D19	①	D35+D35	⑥
D22+D22	②	D38+D38	⑦
D25+D25	③	D41+D41	⑧
D29+D29	④	D51+D51	⑨
D32+D32	⑤		

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-②-1	② インターロッキングブロック工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，インターロッキングブロック工に適用する。 １－１　市場単価が適用出来る範囲 （1）　新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。） （2）　特殊品を使用する場合は，「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。 １－２　市場単価が適用出来ない範囲 （1）　特別調査等別途考慮するもの 1）　メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2）　連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3）　敷材料に練りモルタル，樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。 4）　離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5）　その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 ２－１　市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 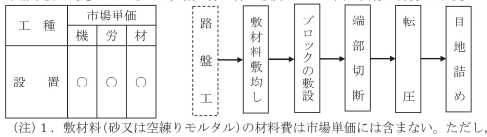 （注）1．敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし，敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。 2．単価には，インターロッキングブロックの材料ロスを含む。 3．目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。 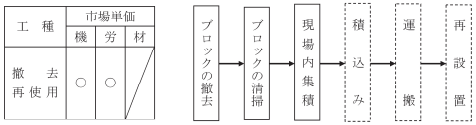 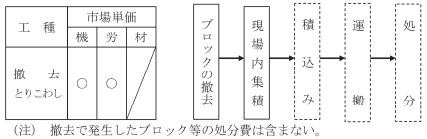 （注）　撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。 Ⅵ-2-②-1 973	第２章　市　場　単　価 ~~②~~① インターロッキングブロック工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，インターロッキングブロック工に適用する。 １－１　市場単価が適用出来る範囲 （1）　新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。） （2）　特殊品を使用する場合は，「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。 １－２　市場単価が適用出来ない範囲 （1）　特別調査等別途考慮するもの 1）　メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2）　連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3）　敷材料に練りモルタル，樹脂モルタル，空練りモルタルを使用する設置及び撤去工事。 4）　離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5）　その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 ２－１　市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 （注）1．敷材料(砂~~又は空練りモルタル~~)の材料費は市場単価には含まない。~~ただし，敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。~~ 2．単価には，インターロッキングブロックの材料ロスを含む。 3．目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。 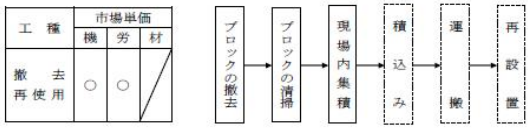 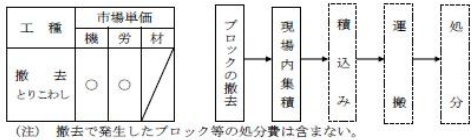 （注）　撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

令和７年度（１０月２０日以降適用）　積算基準〔１　一般土木〕全国版その１　改定対照表

頁	改定前	改定後
Ⅵ-2-②-2		

改定前

２－２　市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m²
	とりこわし	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m²

（注）　ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は，蓋部に接続する面のブロック厚を選択し，適用する。

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

改定後

２－２　市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m²
	とりこわし	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m²

（注）　ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は，蓋部に接続する面のブロック厚を選択し，適用する。

現行どおり